

埼玉県被災宅地危険度判定士登録要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の登録に関し必要な事項を定める。

(宅地判定士)

第2条 宅地判定士とは、被災宅地危険度判定を実施する者としてこの要綱に基づき、知事が被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登録した者をいう。

(登録の対象)

第3条 知事は、県内に居住又は勤務する者で、次の各号のいずれかに該当し、宅地判定士として危険度判定の実施に協力しようとする者のうち、第4条第1項に定める被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を受講し、修了した者を宅地判定士として登録することができる。

- 一 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年省令第49号）第19条第1号イから同号チに該当する者
- 二 国又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- 三 国又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者
- 四 建築士法による二級建築士として、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して5年以上の実務経験を有する者
- 五 前各号に定めるものと同等以上の知識及び経験を有していると知事が認めた者

2 知事は、前項の規定によらず、県内に居住又は勤務するもので、前項各号に定めるものと同等以上の知識及び経験を有していると認められた者を宅地判定士として登録することができる。

(講習会)

第4条 宅地判定士の登録申請をしようとする者が、あらかじめ受講しなければならない講習会は、次のいずれかの講習会とする。

- 一 県が市町村の協力を得て、危険度判定に必要な知識及び技能向上のため実施する講習会
- 二 被災宅地危険度判定連絡協議会又は協議会会員が実施する講習会

2 前項第1号の講習会を受講しようとする者は、様式1の受講申込書を知事に提出しなければならない。

3 第1項第2号の講習会を受講しようとする者は、被災宅地危険度判定連絡協議会又は協議会会員の定める手続を行う。

(登録の手続き)

第5条 第3条第1項に該当する者で、宅地判定士の登録を受けようとする者は、以下の各号の書類を添付した様式2の登録申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が添付書類の省略を認めた者については、この限りでない。

- 一 第3条第1項第1号に該当する者については、様式3の資格要件申告書及び各々の登録要

件を証明する書類

- 二 第3条第1項各号で実務経験を必要とする者については、様式4の実務経験証明書
 - 三 申請者の写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で白黒・カラーを問わない。）
 - 四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 第3条第2項に該当する者で、宅地判定士の登録を受ける者は、様式2の登録申請書に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。ただし、知事が添付書類の省略を認めた者については、この限りでない。
 - 一 様式5の知事の認定書
 - 二 申請者の写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で白黒・カラーを問わない。）
 - 三 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
 - 3 知事は、前2項による申請があった場合、申請者が宅地判定士として適当であると認めるときは、宅地判定士名簿に登録する。
 - 4 知事は、第1項による申請があった場合において、申請者が虚偽の申請などにより宅地判定士として適当でないと認めるときは、登録することができない旨の文書を当該申請者に様式6の通知書により通知するものとする。

（登録有効期間）

第6条 前条第3項の登録の有効期間は、登録日から5年経過した日の属する年度の末日までとする。

（登録証の交付）

第7条 知事は、第5条第3項の登録をした者に様式7の被災宅地危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

（登録事項の変更）

第8条 宅地判定士は、第5条の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更があったときは、様式8の被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届（以下「変更届」という。）及び登録証を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名
 - 二 居住地、電話番号及び電子メールアドレス
 - 三 勤務先の名称、所在地、電話番号及び電子メールアドレス
 - 四 氏名又は居住地の変更によって、新たに登録証を交付する場合にあっては、申請者の写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で白黒・カラーを問わない。）
- 2 知事は、前項の届出があった場合においては宅地判定士名簿を訂正し、必要に応じて記載事項を変更した登録証を新たに交付するものとする。

（登録証の更新）

第9条 第6条に規定する登録の有効期間の終了後も、宅地判定士として埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者（以下この条において「更新判定士」という。）は、登録を更新することができる。

- 2 更新判定士は、現に有効な登録の有効期間の終了日の3ヶ月前から終了日までの間に、知事に様式9の被災宅地危険度判定士登録更新申請書、第5条第1項第3号の写真及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、速やかに登録の更新を行い、新たな登録証を交付するものとする。
- 4 前項の登録の有効期間は、第6条を準用する。
- 5 更新判定士は、現に有効な登録の有効期間内に1回以上講習会を受講するよう努めるものとする。

(登録証の再交付)

- 第10条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、様式10の被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書に第5条第1項第3号の写真、及び汚損したときは当該登録証を添え、知事に再交付を申請することができる。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。
 - 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

(登録知事の変更)

- 第11条 宅地判定士は、居住地又は勤務先所在地の変更によって、県内に居住、勤務のいずれもしないことになり、登録先の知事を埼玉県以外の都道府県知事に変更するときは、変更届及び登録証を新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 他の都道府県知事により登録を受けている宅地判定士が、県内に居住、勤務のいずれかをすることになり、登録先の知事を埼玉県知事に変更しようとするとき又は独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）の職員である者が職員でなくなったときは、変更届及び登録証を知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、他の都道府県知事又は都市再生機構理事長（以下「都道府県知事等」という。）に登録を受けた宅地判定士から、前項の規定による変更届及び登録証の提出を受けたときは、速やかに宅地判定士名簿に登録するとともに変更前の登録を行っていた都道府県知事等に通知し、登録証を交付するものとする。

(登録の取消)

- 第12条 知事は、宅地判定士として登録されている者について、被災宅地危険度判定士登録証の更新に関する手続きがなされなかった場合、前条第1項の規定による変更により他の都道府県知事等から通知があった場合、様式11の登録取消届出書の提出があった場合又は宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、当該宅地判定士の登録を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により登録を取り消された宅地判定士は、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

(雑則)

- 第13条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年1月28日から施行する。
- 2 この要綱が定められるまでの間、被災宅地危険度判定連絡協議会実施要綱附則第4項から第7項の規定により協議会に登録されている者で、知事の登録を指定していた者又は指定していたとみなされる者は、登録時に遡って知事の登録があったものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。